3　前項の名簿に記載された雇用・能力開発機構の職員のうち、高齢・障害者雇用支援機構の理事長から採用する旨の通知を受けた者であって施行日の前日において雇用・能力開発機構の職員であるものは、施行日において、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員として採用される。

4　第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（検討）

第十六条　政府は、この法律の施行後必要に応じ、新機構法の施行の状況を勘案し、新機構法第十四条第一項に規定する業務の必要性の有無を含めた在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項の規定により新機構法第十四条第一項第七号に掲げる業務に係る検討を加えようとするときは、労働者を代表する者、事業主を代表する者、関係都道府県その他の関係者の意見を聴くものとする。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第十七条　中小企業退職金共済法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第七十九条」を「第七十八条の二」に、「第九十一条」を「第九十二条」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に、「こと」を「こと等」に改める。

第三十八条中「業務」を「第七十条第一項に規定する業務（以下「退職金共済業務」という。）」に改める。

第四十条中「第七十条第一項」を「第七十条第一項第一号」に改める。

第五十二条中「第七十条第一項に掲げる業務を」を「第七十条第一項第一号に掲げる業務を」に改め、同条ただし書中「第七十条第一号」を「同号」に改める。

第五十三条中「第七十条第一項」を「第七十条第一項第一号」に改める。

第五十八条中「運営する」の下に「とともに、勤労者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者をいう。）の計画的な財産形成の促進の業務を行う」を加える。

第六章第一節中第五十九条の次に次の一条を加える。

（資本金）

第五十九条の二　機構の資本金は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2　政府は、第七十条第二項に規定する業務に関して必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第六十三条中「理事は、」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。

第六十四条第一号中「ために、」の下に「退職金共済業務に係る」を加え、同条第二号中「又は」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。

第六十七条第一項中「その業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第三項中「業務」を「退職金共済業務」に改める。

第六十九条第一項中「業務」を「退職金共済業務」に改める。

第七十条に次の一項を加える。

2　機構は、前項に規定する業務のほか、第五十八条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第七十二条第一項中「第七十条に規定する業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第七十条第二項第一号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

第七十二条に次の一項を加える。

4　第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第七十八条の二第一項及び第九十条において「財形受託金融機関」という。）の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七十三条第一項中「第七十条第一項第一号」を「第七十条第一項第一号」に改め、同条第二項中「業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第三項、第四項、第六項及び第八項中「第七十条第一項第一号」に改める。

第七十四条第一項第一号中「機構の業務」を「退職金共済業務」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十条第二項に規定する業務

第七十五条の次に次の二条を加える。

（借入金及び財形住宅債券）

第七十五条の二　機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は財形住宅債券を発行することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4　第一項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

7　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により財形住宅債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

8　前各項（第三項を除く。）に定めるもののほか、財形住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第七十五条の三　機構は、毎事業年度、長期借入金及び財形住宅債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第七十六条中「機構の」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。

第七十七条第一項中「機構は、」の下に「退職金共済業務に係る」を加え、同項第三号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同項第五号中「以外の」の下に「退職金共済業務に係る」を加え、同条第三項中「業務上」を「退職金共済業務に係る業務上」に改め、同条第四項中「機構」の下に「の退職金共済業務」を加える。

第七十八条第一項中「機構は、」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。